

まちなかをねぐらとする
カラス行動範囲調査業務委託

仕 様 書

金沢市 環境政策課

まちなかをねぐらとするカラス行動範囲調査業務委託 仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、金沢市（以下「甲」という）が委託する「まちなかをねぐらとするカラス行動範囲調査業務委託」に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、金沢城公園を中心とする市街地をねぐらとするカラスについて、その採餌場所の特定及び採餌場所を利用するハシブトガラス、ハシボソガラス（以下、カラス類という）を対象に、その行動範囲等を調査し、今後の対策について検討することを目的に実施する。

第3条 業務の内容

本業務の内容については、第2章による。

第4条 委託業務工程表

受注者（以下「乙」という）は契約締結後、速やかに第3章に基づく書類を作成し、「甲」に提出したうえ承諾を得なければならない。

第5条 業務の履行

「乙」は、常に「甲」と密接な連携を取りながら作業を進めるものとし、方法、順序については予め「甲」の承諾を得るものとする。

業務の実施に際して留意する事項がある場合は、別に「甲」が指示するものとする。

第6条 主任技術者の配置

「乙」は、主任技術者をもって、秩序正しい業務を実施させる。また、業務の効率的な進捗及び管理を図るため、主任技術者を配置しなければならない。

なお、主任技術者の要件については第7条による。

第7条 主任技術者の要件

業務では、次のいずれかの有資格者を主任技術者として配置すること。

技術士：建設部門「都市及び地方計画」 建設部門「建設環境」
環境部門「環境影響評価」 環境部門「環境保全計画」
環境部門「自然環境保全」

第8条 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

第9条 業務箇所

本業務の実施箇所は、第2章による。

第 10 条 資料の貸与

「甲」が所有する資料において本業務に必要と認めれる場合は、「甲」より「乙」に対し貸与する。ただし、「乙」はこれを「甲」に無断で、第三者に開示してはならない。

第 2 章 業務内容

1. 業務の内容

カラス類に関し、定性的、定量的調査を実施する。調査事項については以下のとおりとする。

(1) 調査事項

1) 定性的調査：採餌場所の特定（各月 2 回実施）

餌資源が枯渇する非繁殖期（11 月、12 月頃）の 2 回、「乙」は「甲」が指定する郊外（指定する地点については 2）－1 調査方法 参照）に調査員を配置。その周辺地域におけるカラス類の採餌場所を観察し、あわせて採餌する食物について観察を行う。

なお、調査に係る全般は「乙」の責任で行い、調査に必要な器具の用意については「乙」で用意するとともに、調査に必要な調整を適宜実施するなど、業務の遂行に支障が生じないように努めること。

また、採餌場所を評価するにあたり、平成 20 年度に金沢市が実施した「金沢城公園をねぐらとしたカラスの行動範囲調査」の結果及び農地の地勢図などの資料を用いて採餌場所の評価を行う。

2) 定量的調査：市街地に戻るカラスの個体数調査

餌資源の枯渇する非繁殖期（11 月、12 月頃）の 2 回（午後 3 時から午後 5 時まで）、調査員は 2）－1 調査方法で示す場所の近辺に位置し、中心から調査測線約 2 km を通過して金沢城公園を中心とする市街地方向に戻るカラス類の個体数を記録する。ただし、西側調査地点は建造物等によって見通しが悪いことが想定されるため、調査側線約 1 km を通過するカラスを記録する。

また、各月 2 回の調査のうち 1 回については「甲」が行う「金沢城公園をねぐらとするカラス個体数調査」と同日に実施するため、「乙」は「甲」との日程の調整に努め、調査実施後は「甲」の調査結果と照合し、評価を行う。

2) － 1 調査方法（各月 2 回実施）

① 北側調査地点（図.1 北側調査地点 参照）

金沢城公園から北側に約 8 km 程度離れた 2 地点を起点として、金沢城公園の方向に戻るカラス類を計測する。

なお、同地点を通過するカラス類は「甲」が実施する個体数調査において、金沢エムザとシティモンド金沢の間を通過してねぐらに帰巢する個体と推測されるため、同日に行う「甲」の調査における同地点との精査を行う。

② 西側調査地点（図.2 西側調査地点 参照）

金沢城公園から西側約 5 km 程度離れた 3 地点を起点として、金沢城公園の方向に戻るカラスを計測する。なお、同地点を通過するカラス類

は「甲」が実施する個体数調査において、金沢エムザと北國新聞会館、北國新聞会館と金沢市役所の間を通過してねぐらに帰巢する個体と推測されるため、同日に行う「甲」の調査における同地点との精査を行う。

計測の方法として、調査員は指示された地点に位置し、調査線上を市街地方面に通過するカラス類を15分毎に計測する。計測を行う時間は午後3時から午後5時までの2時間実施する。

なお、調査地点については調査測線が見通せる位置を現地にて調整する



図 1. 北側調査地点



図.2 西側調査地点

(2) 調査結果の記録

調査結果については、業務期間のデータを取りまとめて、以下の内容について整理し、紙書類及び電子データで保存、提出する。

- ・調査年月日、調査時間、調査担当者の氏名、調査時の天候、気温を記録する。
- ・採餌場所の特定した場合は、その場所、範囲、採餌しているものの種類などの詳細について記録する。
- ・「甲」が行う「金沢城公園をねぐらとするカラス個体数調査」と同日に行った個体数調査の結果と照合し、評価を行い記録する。
また、「甲」の調査と別日に実施したものについても個体数を正確に記録する。
- ・その他特筆すべき情報があれば必要に応じて記録する。

(3) 有識者ヒアリング

業務実施にあたり「乙」が有識者を選定し、対策の検討までに「甲」を交えたヒアリングを計3回（調査前、調査中、調査後）行い、そのなかで必要に応じて現地視察等も実施のうえ本業務を補完すること。

なお、有識者への謝礼については「乙」から支払うものとする。

(4) 対策の検討

採餌場所等の調査により、採餌場所の利用状況について確認し、どのような対策が有効かについて検討し「甲」へ提示する。

2. 留意事項

- (1) 調査の実施については、「甲」との調整に努め実施する。
- (2) 「乙」は、業務遂行に伴う危害および弊害を防止するため、適切な措置を講じ、細心の注意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 「乙」は、業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のうち、「乙」の過失に起因するものについて、これを賠償する責任を負うものとする。

3. 関係法令等の遵守

「乙」は、業務の実施にあたり、適用されるすべての法令を遵守しなければならない。

4. 打合せ協議

「乙」は、業務を円滑に遂行するため、「甲」と以下の時期に打合せを行うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 中間報告時（進捗状況確認）
- ③ 成果品 納入時

前項以外の時期であっても、業務上必要と認められる場合には、「乙」は「甲」との協議に応じるものとする。

5. 事業の記録

「乙」は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、「甲」に提出するものとする。

また、「乙」は業務終了後、速やかに業務結果報告書を作成し提出する。具体的な提出時期は別途協議するものとする。

第3章 提出書類、成果品

1. 提出書類

「乙」は業務の着手に際し、次の書類を提出するものとする。

提出書類	提出時期
(1) 主任技術者選任届	契約時（有資格者免状の写しを併せて提出）
(2) 従事者名簿	契約時（変更があれば都度提出）
(3) 業務施行要領書	契約後、2部提出（承諾後1部返却）
(4) 業務工程表	〃
(5) 業務計画書	〃
(6) 打合せ議事録	打合せ後、2部提出（承諾後1部返却）

2. 成果品

「乙」は業務完了に際し、次の書類を提出するものとする。なお、電子媒体形式については事前に「甲」との協議を行い決定すること。

提出書類	提出部数
(1) 業務結果報告書	1 部及び電子データ一式
(2) 業務写真	1 部及び電子データ一式
(3) 委託業務結果報告書	市様式 (A4 版)
(4) その他必要書類	1 部及び電子データ一式

3. 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって「乙」から「甲」に譲渡されたものとする。
- (2) 「乙」は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に「乙」が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は「乙」に留保されるが、可能な限り、「甲」が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、「乙」は可能な限り、「甲」が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、「乙」が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

4. その他

「乙」は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、「甲」と速やかに協議しその指示に従うこと。